

学校いじめ防止基本方針

高知県立中芸高等学校

はじめに

本校では、社会に貢献できる逞しい人づくりを行うために生徒を取り巻く環境を整えるとともに、すべての学校活動をとおして、生徒の確かな学力と豊かな心の育成に取り組んでいるところである。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、高知県立中芸高等学校の全ての生徒が安心して充実した学校生活を送り、前述の目標に向かった様々な活動に有意義に取り組むことができるよう、「いじめ問題」根絶に向けた基本方針を策定するものである。

第1 いじめ防止対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関する問題であることを認識し、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず教職員や生徒自らがいじめをしない・許さないようにしなければならない。

いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめをしないように、また他の生徒に対して行われるいじめに気付きながらこれを放置することができないようにするため、生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨としておこなわなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが

重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」は、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止対策委員会（以下委員会）は、いじめの問題に組織的に取り組むに当たって中核となる役割を担う。また、いじめの防止等については、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報を基に対応する。さらには、いじめに係る疑いがある時には、委員会としていじめであるかどうかの判断を行う。

教職員は、いじめに係るささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべてを委員会に報告・相談する。委員会は、集められた情報を生徒ごとに記録するとともに、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、委員会は、基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルを用いて検証を担う。

（1）委員会の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正。
- いじめに関する校内研修の企画・検討。
- いじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、及び情報の共有。
具体的には、いじめの疑いに係る情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応。
- 重大事態の調査を学校が行う場合の母体となる。

（2）委員会の構成員

【昼間部】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、人権教育主任、特別支援教育学校コーディネーター（通級担当、教育相談担当）、スクールカウンセラー、外部専門家（スクールソーシャルワーカー）等で組織する。

【夜間部】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、人権教育主任、スクールカウンセラー、外部専門家（スクールソーシャルワーカー）等で組織する。

第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進め、授業を工夫することにより、すべての生徒が主体的に活動できる授業の改善に取り組む。またこのことにより、日々の授業の中で当たり前に生徒が発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<集団づくり・生徒理解>

- ホームを中心としたピアサポート活動を生かしながら年間の行事を行うことにより、仲間作りを生徒自らが行うよう仕組んでいく。

<生徒指導>

- 授業遅刻をなくす指導や、授業中の環境規律を整えるなど、学校として揃えていくべき事柄を確認する。
- 日々の学校生活の中で起こる生徒指導上の問題に対して、その都度、教職員間での情報共有と共通理解をもって速やかに対処する。

<教職員の資質能力の向上>

- 授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を、いじめ防止のための年間指導計画に位置づけ、実施していく。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹すること。

<情報モラル教育の充実>

- インターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。
- 学校において、インターネットの適正利用に関するルールづくりが推進されるよう、インターネット問題の解決に向けた生徒の主体的な活動を促す。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- 生徒の気になる変化が見られる。または、遊びやふざけのようにも取れるが気になる行為があるなどの場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し（個人情報の管理に注意する）、職員間で共有する。また、生徒の変化等に気づいた情報については、速やかに対応する。
- 校外から得られる生徒の様子なども重要であることを踏まえ、積極的に保護者等からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえるなどの体制を構築する。
- 「学校生活アンケート」を年2回行い、定期的に生徒の悩みや人間関係を把握する。また、支援を要する生徒について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを生徒支援委員会等で定期的に行う。

(2) いじめの対応

- 速やかにまた組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- 加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断したら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消（表面的な解消ではない）まで、委員会が責任をもつ。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になると いう考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
- 学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T Aや地域の関係団体等と連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する学習を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもを育み、いじめ問題の解決を進めいくために、学校運営協議会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、次に掲げる1・2の「重大事態」に対処するとともに当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的とし、速やかに、以下③の構成員が参加する重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行った後は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 年間30日を目安とする。
- 一定期間、連續して欠席しているような場合

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。また、上記1・2の重大事態に該当する以外にも、次のア、イの場合は、重大事態に相当する場合と考え、県教育委員会に報告する。

ア 生徒や保護者等から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあり、被害事実があった場合

イ いじめによる欠席が通算7日間を経過した場合

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に役立てるために行う。また、重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者等からの申立てには、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなど網羅的に、可能な限りこの重大事態の事実関係を明確にする。